



令和6年度版

# 西郷村暮らしお役立ち情報一覧①

～子育て・教育・生活支援・移住定住編～

令和6年度に村が取り組む事業の中から、皆様の暮らしに役立つ主なものを分野別にご紹介します。

## 子育て支援に関すること

相談内容	名称	内容	相談窓口
不妊治療費の助成を受けたい	不妊治療助成	令和4年4月1日以降に治療開始となった一般不妊治療（タイミング法・人工授精）及び特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方の経済的な負担軽減のため、自己負担の一部を助成します。	福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
妊娠・出産した	出産・子育て応援給付金	<b>妊娠届出時</b> 妊婦1人あたり <b>5万円</b> を支給（面談実施後） <b>出生届出後</b> 出生した子ども1人あたり <b>5万円</b> を支給（面談実施後）	福祉課子ども給付係 ☎ 25-1509
妊娠中・産後の医療機関の受診	低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を1万円を上限として助成します。 *所得要件あり	福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
	妊産婦健康診査	健やかな妊娠・出産のため、健康状態を定期的に確認します。妊婦健診15回分、産後2週間健診と産後1か月健診を各1回分、計17回分の健診費用を助成します。	
	妊産婦医療費助成	妊娠5ヶ月となった日の属する月から、出産の日の属する月の翌月までの間にある方の、保険診療に係る一部負担金や入院時食事療養費（標準負担額）を助成します。	福祉課子ども給付係 ☎ 25-1509
子どもが生まれた	出産一時金	出産費用の負担を軽減するため、原則、加入の医療保険から出産した医療機関に直接支払いがされます。詳しくは、出産する医療機関へお問い合わせください。 <b>出産費用 - 出産一時金 = 本人負担額</b>	住民生活課(国保加入者) ☎ 25-1449
	児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方に、手当を支給します。手当月額は、3歳未満1万5千円、3歳以上小学校終了前は1万円（第3子以降は1万5千円）、中学生は1万円、所得制限限度額以上所得上限限度額未満は5千円、所得上限限度額超は支給されません。毎年6月、10月、2月に手当を支給します。 <b>*令和6年10月分（12月支給分）より手当の拡充予定。</b>	福祉課子ども給付係 ☎ 25-1509
	出産祝い金	<b>1人あたり3万円</b> 赤ちゃんの産産を祝福し、次代を担う子の出生を奨励するとともに、人口増加と子育て支援を目的に出産祝い金を支給します。	
	1か月児健康診査費用助成	健診の結果等の情報を活用し、伴走型相談支援の効果的な実施につなげるため、1か月児健診費用を助成します。	福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
新生児聴覚検査費用助成	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、生後1日～1か月の新生児に対して実施する検査費用を助成します。		
子どもが病気になった	子ども医療費助成	出生から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象です。保険診療に係る一部負担金や入院時食事療養費（標準負担額）を助成します。	
ひとり親の助成制度を知りたい	児童扶養手当	ひとり親家庭等の該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）者）を監護している母、監護かつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している人に、手当を支給します。本人や扶養義務者の所得により手当が支給されない場合があります。	福祉課子ども給付係 ☎ 25-1509
障がいを持つ子どもへの助成制度を知りたい	特別児童扶養手当	身体又は精神に中度又は重度の障がい（政令別表第3に該当）を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に手当を支給します。本人や扶養義務者の所得により手当が支給されない場合があります。	
子育て世帯の食費を支援	子育て応援米	村内の子育て世帯に、子ども1人あたり西郷村産のお米10kgを支給します。	産業振興課 ☎ 25-1116

## 支援

相談内容	名称	内容	相談窓口
出産前の相談に乗ってほしい	プレママ訪問等事業	妊娠後期（34週前後）に全ての妊婦さんを保健師等が訪問又は面談し、出産や子育てに向けての準備や手続きについての情報提供のほか、様々な相談に応じます。面談の際、おむつ等の育児用品をお渡しします。	
おむつ交換や沐浴の仕方を教わりたい	パパママ育児体験教室	初めて出産される方や久しぶりの育児で不安な方を対象に、おむつ交換や沐浴などの体験ができます。また、妊娠・出産・子育てに関する質問に助産師がお答えします。 <b>*事前申込みが必要</b>	
母子に関する相談に乗ってほしい	産後2週間電話相談	全ての産後2週間のママを対象に、赤ちゃんの発育状況及び母体の体調にかかる電話確認を村保健師が実施します。	
育児や授乳の仕方を教わりたい	低体重の赤ちゃんへの支援	生まれた赤ちゃんの出生時の体重が2,500グラム未満の場合は届け出てください。必要に応じ、村保健師が電話相談や家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育や育児についての相談をお受けします。	福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
離乳食の作り方を教わりたい	こんにちは赤ちゃん訪問	生後2か月までの間に赤ちゃんのいる全世帯を訪問し、赤ちゃんの体重測定、発育発達確認と母親の育児支援をします。	
こどもとの触れ合い方について知りたい	産後ケア事業	産後1年以内の母子を対象に、宿泊又は日帰り、訪問等により、助産所等において助産師より育児指導や授乳指導を受けることができます。 <b>*宿泊（1泊2日）利用のみ自己負担金あり</b>	
優しい抱っこ（おんぶ）の仕方が知りたい	離乳食等栄養指導	離乳食等に悩みを抱える保護者を対象に、離乳食の進め方や必要な分量等について、個別に栄養士の方から指導を受けることができます。	
こどもへどんな絵本を選んだらよいか探している	ベビーマッサージ	生後2～8カ月の赤ちゃんとも母親を対象とし、スキンシップ方法のひとつであるベビーマッサージの方法について学び、親子の絆を深めます。 <b>*事前申込みが必要</b>	
こどもの体調が悪いが仕事を休めない	抱っこ・おんぶ講座	赤ちゃんに負担がかからない抱っこ・おんぶの方法を紹介します。 <b>*事前申込みが必要</b>	
保護者の体調不良、冠婚葬祭などのため、家でこどもをみる人がいない	ブックスタート	抱っこのぬくもりの中で絵本を読んでもらう幸せを赤ちゃんへ届けるため、4・5カ月児健康診査の時に、絵本・資料などをセットにした「ブックスタートパック」を配付します。	生涯学習課 ☎ 25-2371
出産準備や育児・家事を一緒にやってくれる人を見つけない	はじめての絵本ひろば事業	6・7か月児健康相談の時に配付する「はじめての絵本ひろば」の資料に赤ちゃんの名前などを記入し、西郷村中央公民館図書室（文化センター二階）に持参してください。絵本を1冊プレゼントし、親子で絵本に触れる機会を推進します。	
。家事・育児に不安や負担を抱えている 。大人がするような家族のお世話を18歳未満の子どもが担っており、負担を抱えている	病児保育サービス	お子さんが体調を崩されて保護者の方が保育できない時に、指定の病児保育室でお子さんをお預かりします。 <b>*利用条件あり</b>	しらかわ病児保育室 ☎ 21-5833
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病その他の理由で家庭において児童（2歳以上18歳未満）の養育が一時的に困難となったとき、福祉施設で児童をお預かりします。 <b>*1事前申請が必要 *2一部自己負担金あり</b>	
	ホームスタート事業	妊婦や未就学の子どもがいる家庭を、研修を受けたボランティア職員が計4回（1回2時間程度）訪問し、家事や育児を一緒に行うなどのサポートをします。利用は無料。 <b>*事前申込みが必要</b>	福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭や、大人がするような家事や家族のお世話などの役割を日常的に責任を持って行っている18歳未満の子どもがいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等を支援します。 <b>*1事前申請が必要 *2課税状況により自己負担金が発生する場合あり</b>	

相談内容	名称	内容
子育て世代の親子交流	つどいのひろば	4歳未満の子どもとその保護者が対象で、親子で一緒に遊べるスペースがあります。仲間づくりや育児相談ができる場です。 *年間登録料 500円
	地域子育て支援事業	親子が集う交流の場として、村内の子育て支援活動団体と連携し、7月に親子体操教室を開催します。詳細は、5月中にお知らせする予定です。
	子育て支援活動団体のご紹介	団体名：子育てサロン コロ駅（ステーション） 活動内容：食育活動、体験教室、親子で遊ぶ、など
	キッズランドにしごう	0歳～小学校6年生までの児童とその保護者を対象とした、遊具のほかベビーエリア、アクティブエリア、絵本コーナーなどがある屋内遊び場です。

相談窓口
西郷村社会福祉協議会 ☎ 25-5454
福祉課子ども家庭センター ☎ 25-0001
子育てサロンコロ駅 ☎ 090-7067-0804
福祉課子ども施設係 ☎ 25-1509
キッズランドにしごう ☎ 25-1500

## 教育支援に関すること

相談内容	名称	内容
給食費の無償化	学校給食費等補助金	<p>【<b>村立小・中学校に通学</b>】</p> <p>1. <b>村内に住所または生活の拠点がある児童・生徒の保護者</b>  <input type="checkbox"/> 学校給食費（食材高騰分含む） <b>全額補助</b></p> <p><input type="checkbox"/> 食物アレルギー等により長期間給食を停止している方のうち、他制度による補助要件に該当しない方  <b>村の基準に基づき算出した額を補助</b></p> <p>2. <b>村外に住所または生活の拠点がある児童・生徒の保護者</b>  <b>食材購入経費のうち 食材の価格高騰相当分を補助</b></p> <p>【<b>村外の小・中学校に通学</b>】  <b>村の学校給食費相当分を補助（限度額あり）</b>          ※小学校・中学校で補助額が異なります。</p>
子どもが小中学校に入学した	小中学校入学祝金	<b>1人あたり 3万円</b> 入学時の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、子の健やかな成長を支援するため入学祝金を支給（要件あり）。
小中学校の特別支援学級に就学している	特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学のため必要な経費の一部を支給。
中学生の子どもが修学旅行に行く	中学生の修学旅行費の補助	<b>1人あたり最大 3万円</b> 中学校3年生の修学旅行費の一部を補助（要件あり）。
中学生の子どもが英語検定を受験する	中学生の英語検定料の支給	中学校に在学する生徒の英語力の向上を図るため、英語検定の検定料を支給。2つの級を受験した場合は、検定料が高い方を支給。
経済的な理由により就学困難となっている	要保護・準要保護児童・生徒就学援助費（学用品等）	就学援助認定世帯に対し、学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費（泊あり・泊なし）、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給。
貸付	人材育成基金奨学資金（入学一時金）	<b>高校等 30万円</b> <b>大学等 50万円</b> 経済的理由により、進学が困難と認められる方に対して入学時の奨学資金の貸与。奨学資金には利息は付しません。
講座	ふるさと西郷講座	西郷村の歴史や文化財などを学ぶことができる講座を開催しています。参加対象は中学生以上の村民の方（文化財巡りは小学生以上から参加できます）になります。

相談窓口
学校教育課 ☎ 25-2370
生涯学習課 ☎ 25-2371
生涯学習課 ☎ 25-2371

## 移住・定住支援に関すること

相談内容	名称	内容	相談窓口
西郷村の住民になって新たに住宅を購入する	移住定住住宅補助金	<b>新築住宅 40万円～</b> <b>中古住宅 20万円～</b> 他市町村から西郷村に転入して3年以内かつ新築・中古住宅を購入して1年以内の移住者に対して取得費用の一部を補助。 ※ <b>白河市・西白河郡からの転入者は40歳以下が対象</b> ※事前相談した方のみ対象	企画政策課 ☎ 25-2943
東京・東京圏から西郷村に移住したい	移住支援金	西郷村へ住民票を移す前10年間のうち、通算5年（うち直近連続1年）以上東京23区在住又は東京圏に在住し東京23区に通勤していた方で、福島県が実施する対象事業を受けて就業、起業する方又はテレワークにより村内で業務を継続する方に移住支援金を支給。 ※事前相談した方のみ対象	企画政策課 ☎ 25-2943
西郷村に移住し、新幹線で勤務先に通勤したい	新幹線通勤費補助金	<b>月あたり 最大 2万円</b> （最大3ヶ月分） 西郷村に転入して3年以内に新幹線を利用して通勤する方（新白河駅を起点とし、仙台、大宮、上野、東京駅経由の新幹線を利用する方）に対して通勤費の一部を補助。	企画政策課 ☎ 25-2943
空き家に住みたい・空き家を手放したい	空き家バンク制度	西郷村内の空き家を利活用し、西郷村への移住・定住の促進を図るため、西郷村空き家バンク制度を実施しています。	企画政策課 ☎ 25-2943

## 生活支援に関すること

相談内容	名称	内容	相談窓口
結婚相手を見つけない	「はび福なび会員登録」補助金	<b>1人あたり 上限 1万円</b> ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はび福なび」の入会登録料を補助。	企画政策課 ☎ 25-2943
結婚の新生活を応援	結婚新生活支援事業	<b>29歳以下世帯 最大 60万円</b> <b>39歳以下世帯 最大 30万円</b> 夫婦ともに39歳以下の新婚世帯を対象に、住居費（新規・中古住宅を取得）及び賃貸借費用（敷金、礼金、家賃等）、引越し、リフォーム費用を補助。*所得制限あり	環境保全課 ☎ 25-2197
自宅に生ごみ処理機器を導入したい	生ごみ処理機等購入費補助金	個人の厨房等から生ずる生ごみの処理機等を新たに購入して設置する方に対し、 <b>購入費用の2分の1</b> の額を補助。 ・生ごみ処理容器 限度額2千円 ・電動生ごみ処理機 限度額2万円	建設課 ☎ 25-1117
自宅が古い、耐震改修をしたい	木造住宅耐震診断促進事業・木造住宅耐震改修支援事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、申請者に対し耐震診断（ <b>個人負担6千円</b> ）および耐震改修工事費用の一部（ <b>最大100万円</b> ）を補助。	上下水道課 ☎ 25-2912
危険なブロック塀を撤去したい	ブロック塀等撤去助成事業	道路に面した危険性のある（点検により不適合と判定された）ブロック塀等の撤去等に要する費用の一部を助成（* <b>上限額15万円</b> ）	上下水道課 ☎ 25-2912
浄化槽を設置したい	浄化槽設置整備事業	<p>（5人槽）<b>332,000円</b> （6～7人槽）<b>414,000円</b> （8～10人槽）<b>548,000円</b></p> <p>浄化槽を設置しようとする方に対し、その設置に要する経費（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を完全に撤去するのに必要な工事費を含む。）について左記に定める額を限度額とし補助金を交付。 ※公共下水道・農業集落排水の認可区域以外の地域が対象</p> <p>くみ取り便槽を撤去 <b>30,000円</b> 単独処理浄化槽を撤去 <b>60,000円</b></p> <p>上記の補助限度額に加え、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合、左記に定める額を限度額とし撤去費用を助成。 ※公共下水道・農業集落排水の認可区域以外の地域が対象</p>	上下水道課 ☎ 25-2912
村内または白河市に用事があるので車で移動したい	デマンド交通（予約型乗合タクシー）実証実験	<b>利用料金 乗車1回あたり</b> <b>（村内⇄村内） 400円</b> <b>（村内⇄白河市） 600円</b> 生活路線バスなどの公共交通の利用が困難な方で、ほかに移動手段を持たない方を対象に、乗合タクシーを運行しています。利用者区分によって、利用料金の免除、割引があります。 *利用の際は事前登録が必要 *要介護認定者及び介助を必要とする方は除く	企画政策課 ☎ 25-2943